

四国中央市
第2期 成年後見制度利用促進基本計画



令和7年2月



わたしおりなす 四国中央

目 次

第1章 四国中央市成年後見制度利用促進基本計画について	1
第1節 計画策定の意義	1
(1) 計画策定の背景と意義	
(2) 成年後見制度の内容	
第2節 計画の位置付け	3
(1) 計画の法的根拠	
(2) 他の計画との関係	
(3) 計画の期間	
第2章 現状と課題	4
第1節 本市の状況	4
(1) 人口の推移	
(2) 高齢者の状況	
(3) 障がい者の状況	
第2節 成年後見制度に関する状況	9
(1) 成年後見制度の利用者	
(2) 成年後見人等の担い手	
(3) 市長申立て	
(4) 成年後見制度利用者の助成	
第3節 本市の成年後見制度利用促進に係るこれまでの取組	15
第4節 国第二期計画の概要	17
(1) 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方	
(2) 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策	
(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり（再掲）	
(4) 市町村計画に盛り込むことが望ましい内容	
第3章 第2期計画の考え方	20
第1節 第2期計画の理念	20
第2節 第2期計画の基本目標	20
第3節 第2期計画の施策体系	21
第4節 第2期計画の施策目標と具体的な取組	22

【施策目標 1】利用者がメリットを実感できる制度の運用	22
（1）誰もが安心して利用できる環境整備	
（2）後見人等の担い手の確保	
【施策目標 2】権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び、実施体制の充実	24
（1）権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実	
（2）中核機関の適切な運営	
【施策目標 3】成年後見制度を含めた権利擁護支援の理解促進	27
（1）権利擁護支援についての広報・啓発活動	
（2）権利擁護支援に関する相談窓口の浸透	
第 4 章 重点施策	28
【重点施策 1】適切な受任者調整等の支援	28
【重点施策 2】市民後見人の養成・活躍支援	28
【重点施策 3】権利擁護支援に関する相談窓口の浸透	28
第 5 章 計画の評価及び進行管理	30
第 1 節 計画の評価及び進行管理	30
第 6 章 資料編	31
第 1 節 成年後見制度の利用の促進に関する法律	31
第 2 節 四国中央市成年後見制度利用促進審議会条例	36
第 3 節 四国中央市成年後見制度利用促進連携協議会要綱	38
第 4 節 四国中央市成年後見制度受任者調整等委員会要綱	40
第 5 節 四国中央市成年後見開始審判等の市長申立てに関する要綱	42
第 6 節 四国中央市成年後見等制度利用者の助成に関する要綱	45



こうけん
「後犬ちゃん」

※成年後見制度利用促進のマスコットキャラクター

第 1 章 四国中央市成年後見制度利用促進基本計画について

第 1 節 計画策定の意義

(1) 計画策定の背景と意義

認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいがあることによって、財産の管理や日常生活等に支障がある方の権利擁護支援ニーズは高まっており、地域社会全体で支えていくことは大きな課題となっています。

国は、成年後見制度の利用促進のため、平成 28 年 5 月成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）を施行し、成年後見制度の利用促進について基本理念及び基本方針を定め、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを規定しました。その後、平成 29 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国第一期計画」という。）が閣議決定され、利用者がメリットを実感できる制度運用へ改善を進めるとともに、市町村に対して地域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本計画を定めるよう努めることとされたことから、本市においても令和 2 年 2 月に「四国中央市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「市第 1 期計画」という。）を策定し、「利用者がメリットを実感できる制度の運用」、「地域連携ネットワークの構築等、実施体制の整備」、「制度の普及啓発と不正防止」を基本目標に掲げ、各種施策を推進してきました。

令和 4 年 3 月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「国第二期計画」という。）では、権利擁護支援について、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援と権利侵害からの回復支援を主要な手段として、自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動であると定義し、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けています。

本市においても、国第二期計画を踏まえ、住み慣れた地域でその人の望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組を総合的・計画的に推進するために「第 2 期四国中央市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「市第 2 期計画」という。）を策定します。

(2) 成年後見制度の内容

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神上の障がいによって判断能力に欠ける、あるいは不十分な人の権利を守る援助者として、家庭裁判所への手続きにより成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人等」という。）を選任し、契約を代わって結ぶことや、本人の誤った判断による行為を取り消すことで本人を法的に保護し、その判断能力を補う制度であり、法定後見制度と任意後見制度に分けられます。

① 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な人を家庭裁判所に審判の申立てを行うことにより、家庭裁判所が選んだ成年後見人等が支援する制度です。法定後見制度は判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

② 任意後見制度

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて公正証書により任意後見人を決め、支援してほしいことをあらかじめ決めておく制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。

◇成年後見制度（法定後見制度）の概要◇

	類型	後見	保佐	補助
要件	対象者 (判断能力)	精神上の障害により事理弁識する能力を 欠く常況にある者	精神上の障害により事理弁識する能力が 著しく不十分な者	精神上の障害により事理弁識する能力が 不十分な者
申立	申立権者	・ 本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長		
	診断書	必要（裁判所が必要と判断した場合には改めて鑑定を行う）		
	本人の同意	不要		必要
名称	本人	成年被後見人	被保佐人	被補助人
	支援者	成年後見人	保佐人	補助人
	監督人	成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人
同意見・取消権	付与の対象	日常生活に関する行為以外の行為	民法第 13 条第 1 項各号及び同条 2 項に基づき保佐人の同意を得なければならない旨の審判を経た行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」
	付与の手続き	後見開始の審判	保佐開始の審判 （＋民法第 13 条第 2 項に基づき保佐人の同意を得なければならない旨の審判）	補助開始の審判 ＋同意権付与の審判 ＋本人の同意
	取消権者	本人と成年後見人	本人と保佐人	本人と補助人
	付与の対象	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	
代理権	付与の手続き	後見開始の審判	保佐開始の審判 ＋代理権付与の審判 ＋本人の同意	補助開始の審判 ＋代理権付与の審判 ＋本人の同意
	本人の同意	不要	必要	
	責務	職務	生活、療養看護及び財産管理に関する事務	同意権、取消権、代理権の範囲における本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務
身上配慮義務		本人の意思を尊重し本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務		

第2節 計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠

市が策定する市第2期計画は、促進法第14条の市町村の講ずる措置となる基本的な計画であり、国第二期計画に基づくものです。促進法では、市町村は国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

(2) 他の計画との関係

本計画は、上位計画に位置付けられる「四国中央市総合計画」と調和し、本市の高齢者福祉、障がい者福祉、児童の福祉その他の福祉各分野の上位計画である「四国中央市地域福祉計画」と一体的に連動して取り組み、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画」「障がい福祉計画」その他の関連計画との整合性を図っています。

(3) 計画の期間

市第2期計画の期間は、国第二期計画が令和8年度（2026年度）までであることを踏まえて、令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度）までの3年間とし、第3期以降の計画策定期間は、国基本計画に合わせて5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
総合計画	第2次			第3次（R14）						
地域福祉計画	第2次	第3次					第4次（～R13）			
成年後見制度利用 促進基本計画	第1期					第2期			第3期 （～R14）	
障がい者計画	第2次	第3次					第4（～R13）			
障がい福祉計画	5	第6期			第7期			第8期		
高齢者福祉計画・介 護保険事業計画	7	第8期			第9期			第10期		

第2章 現状と課題

第1節 本市の状況

(1) 人口の推移

本市の令和6年3月末現在の総人口は81,700人となっています。

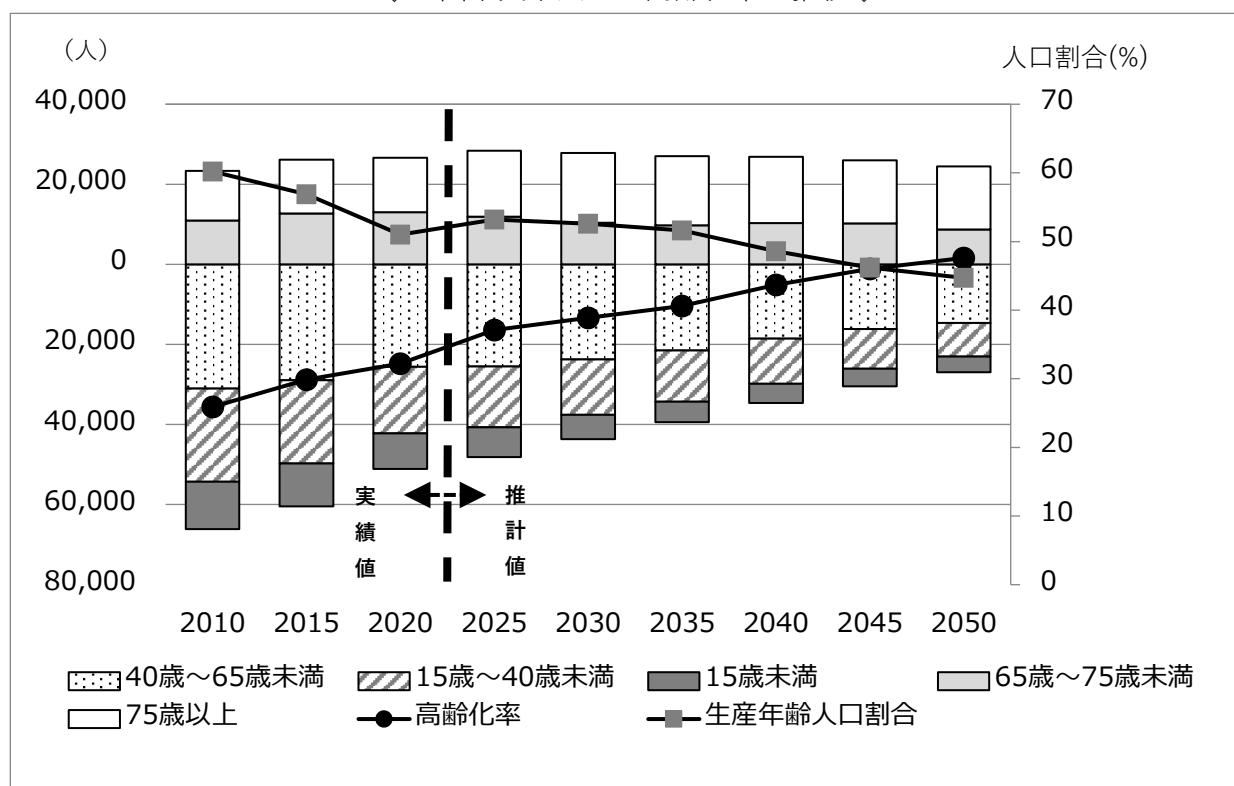
年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口は減少を続けており、高齢者人口は増加傾向が続いていましたが、令和4年度から減少に転じています。年少人口及び生産年齢人口の減少割合が大きいいため、高齢化率は年々上昇しており、総人口の3人に1人が高齢者という状況です。

(2) 高齢者の状況

本市の令和6年3月末現在の高齢者人口は27,813人となっており、高齢化率は34.0%となっています。年少人口、生産年齢人口の減少が続く中、高齢化率は上昇を続け、令和22年（2040年）には約43.7%との推計結果となっています。

高齢者人口に占める前期高齢者と後期高齢者の割合はすでに後期高齢者が過半数を超えており、この傾向はしばらく続くと思われています。

◇四国中央市人口と高齢化率の推移◇

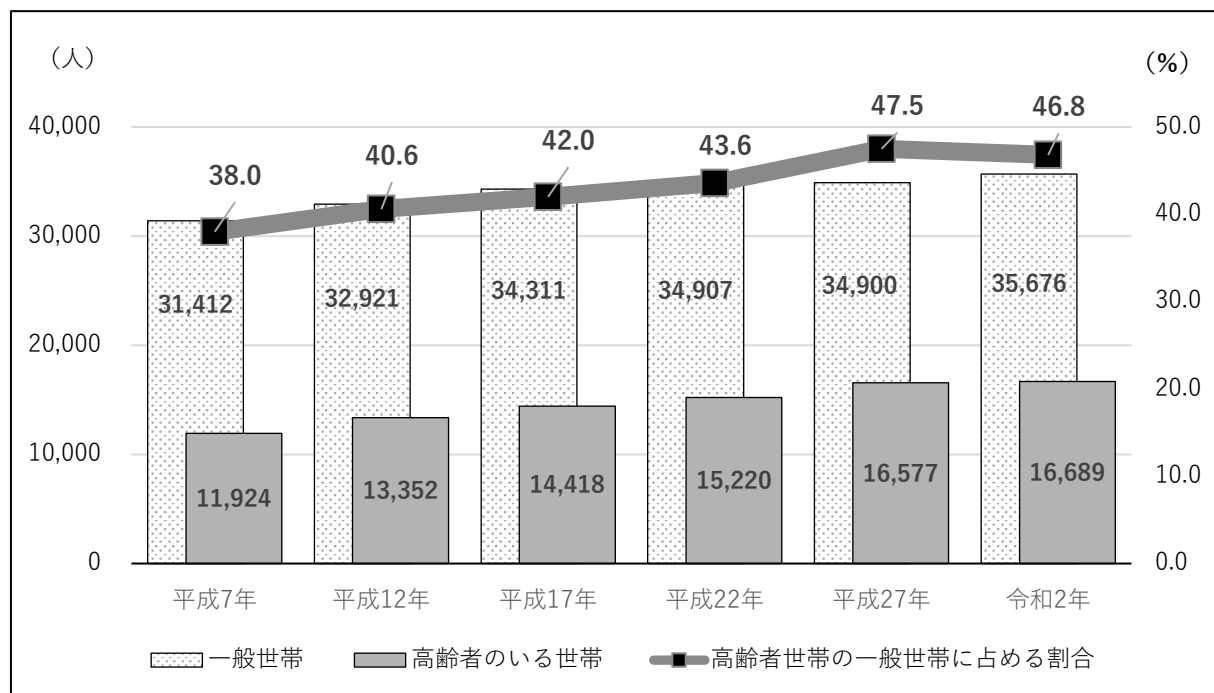


(出典) 2000年～2020年まで：総務省「国勢調査」

2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

高齢者のいる世帯の推移は、令和 2 年国勢調査によると、一般世帯数が 35,676 世帯、高齢者のいる世帯数は 16,689 世帯で、ともに年々増加しており、平成 7 年以降最大となっています。特に高齢者のいる世帯数の増加傾向が顕著であり、一般世帯数に占める割合は 38.0%から 8.8 ポイント上昇し 46.8%と世帯全体の約半数にまで至っています。また、核家族化の進展に伴い同居世帯数は減少する一方、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯数が増加しているのも特徴です。

◇高齢者のいる世帯の構成比の推移◇



(出典) 四国中央市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画より抜粋

本市の要介護認定者に占める認知症高齢者(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者)は、令和 6 年 3 月末現在で 3,943 人であり、高齢者のおよそ 7 人に 1 人が認知症という状況です。高齢化の進行に伴い認知症高齢者も年々増加していくことが見込まれており、権利擁護支援の必要性も高まっています。

◇認知症高齢者の推移◇

項目	H31.3 末	R2.3 末	R3.3 末	R4.3 末	R5.3 末	R6.3 末
高齢者人口 (人)	27,674	27,780	27,841	27,963	27,840	27,813
認知症高齢者数 (人)	3,866	3,913	3,956	4,039	3,958	3,943
割合 (%)	14.0	14.2	14.2	14.4	14.2	14.2

出典：介護保険課

◇認知症高齢者の内訳（令和 6 年 3 月末）◇

単位（人）

日常生活自立度	Ⅱ a	Ⅱ b	Ⅲ a	Ⅲ b	Ⅳ	M	合計
人数	908	1,145	967	352	444	127	3,943

出典：介護保険課

◇（参考）認知症高齢者の日常生活自立度の判断基準◇

	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	—
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	—
II a	家庭外で上記 II の状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記 II の状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	—
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	ランク III a に同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク III に同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

出典：厚生労働省ホームページより抜粋

(3) 障がい者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、令和 6 年 3 月末現在で 4,995 人、人口 81,700 人に対する割合は約 6.1%であり、市民の約 16 人に 1 人が手帳を所持していることとなります。障害者手帳所持者のうち、身体障害者手帳所持者は減少傾向にありますが、療育手帳所持者は 910 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 705 人となっており、平成 31 年 3 月末の療育手帳所持者は 827 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 470 人であったことから、発達障害をはじめとする概念の広がりや本人及び家族の障がい受容が進んだこと、また、障がい施策が大きく進んだことなどにより、手帳所持者は今後も増加傾向にあるといえます。

療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者の中には、判断能力が不十分で適切な福祉サービス等の受給が困難な場合、成年後見制度利用の可能性が高くなると考えられます。そのため、障がいのある人が地域で安心して生活できるように権利擁護支援の体制整備に取り組む必要があります。

◇障害者手帳所持者数◇

単位（人）

項目	H31.3 末	R2.3 末	R3.3 末	R4.3 末	R5.3 末	R6.3 末
身体障害者手帳	3,848	3,766	3,702	3,618	3,463	3,380
療育手帳	827	870	872	882	889	910
精神障害者保健福祉手帳	470	600	592	618	683	705
合計	5,145	5,236	5,166	5,118	5,035	4,995

出典：生活福祉課

◇療育手帳所持者の内訳（令和 6 年 3 月末）◇

単位（人）

項目	重度（A）	重度以外(B)	合計
18 歳未満	57	278	335
18 歳以上	205	370	575
合計	262	648	910

出典：生活福祉課

◇精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳（令和 6 年 3 月末）◇

単位（人）

項目	1 級	2 級	3 級	合計
所持者人数	44	463	198	705

出典：生活福祉課

◇（参考）障がいの程度及び判定基準◇

療育手帳	
判定基準	重度（A）と重度以外（B）に区分される ○重度（A）の基準 ①知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当する者 ・食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする。 ・異食、興奮などの問題行動を有する。 ②知能指数が概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者 ○重度以外（B）の基準 ・重度（A）のもの以外
精神障害者保健福祉手帳	
判定基準	精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、次の3等級とする。 ○1級：精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。 ○2級：精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。 ○3級：精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。

出典：厚生労働省「療養手帳の概要」及び「精神障害者保健福祉手帳障害等判定基準」

第2節 成年後見制度に関する状況

(1) 成年後見制度の利用者

① 全国の成年後見制度利用者の状況

最高裁判所事務総局家庭局が発行する成年後見関係事件の概況（令和6年3月）によると、令和5年1月から12月における成年後見制度（後見・保佐・補助・任意後見）の申立て件数は、合計で40,951件（前年：39,719件）であり、対前年比約3.1%の増加となっています。類型別では、後見が28,358件（前年：27,988件）で対前年比約1.3%の増加、保佐が8,952件（前年：8,200件）で対前年比約9.2%の増加、補助が2,770件（前年：2,652件）で対前年比4.4%の増加、任意後見が871件（前年：879件）で対前年比約0.9%の減少となっています。

◇全国の申立て件数の推移◇						単位（件）
類型	H30	R1	R2	R3	R4	R5
後見	27,989	26,476	26,367	28,052	27,988	28,358
保佐	6,297	6,745	7,530	8,178	8,200	8,952
補助	1,499	1,990	2,600	2,795	2,652	2,770
任意後見	764	748	738	784	879	871
合計	36,549	35,959	37,235	39,809	39,719	40,951

出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

また、主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く31.1%、次いで身上保護が24.3%となっています。

◇全国の主な申立ての動機別件数・割合（令和5年）◇

申立ての動機	件数（件）	割合（%）
預貯金等の管理・解約	37,531	31.1
身上保護	29,330	24.3
介護保険契約	17,293	14.3
不動産の処分	14,235	11.8
相続手続き	10,300	8.5
保険金受取	6,690	5.5
訴訟手続き等	2,235	1.9
その他	2,945	2.4
※令和5年1月から12月までに終局した件数を対象としています。		
※1事例につき主な申立ての動機が複数ある場合があります。		

出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

② 四国中央市の状況

本市の成年後見制度利用者は、松山家庭裁判所の統計によると令和6年7月23日現在で後見が61件、保佐が15件、補助が7件、任意後見が0件の合計83件となっており、前回調査時（平成30年11月15日）と比べ総数で3件増加しています。

◇四国中央市の成年後見制度利用者数◇

単位（件）

類型	前回（H30.11.15）	R6.7.23 現在
後見	54	61
保佐	17	15
補助	7	7
任意後見	2	0
合計	80	83

出典：松山家庭裁判所

また、愛媛県における成年後見制度利用者数は、令和5年12月31日現在で後見が1,746件、保佐が488件、補助が160件、任意後見が21件の合計2,415件となっており、前回調査時（平成30年11月15日）の2,143件と比べて272件増加しています。

◇愛媛県の成年後見制度利用者数の推移◇

単位（件）

類型	R3	R4	R5
後見	1,738	1,746	1,746
保佐	435	478	488
補助	145	156	160
任意後見	11	17	21
合計	2,329	2,397	2,415

出典：松山家庭裁判所（各年12月末日現在）

（2）成年後見人等の担い手

① 全国の状況

最高裁判所事務総局家庭局が発行する成年後見関係事件の概況（令和6年3月）によると、成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係は、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等を選任されたものが全体の約18.1%（前年は約19.1%）となっています。親族以外が成年後見人等を選任されたものは、全体の約81.9%（前年は約80.9%）であり、親族が成年後見人等を選任されたものを大幅に上回っています。

◇成年後見人等と本人との関係（令和 5 年）◇

単位（件）

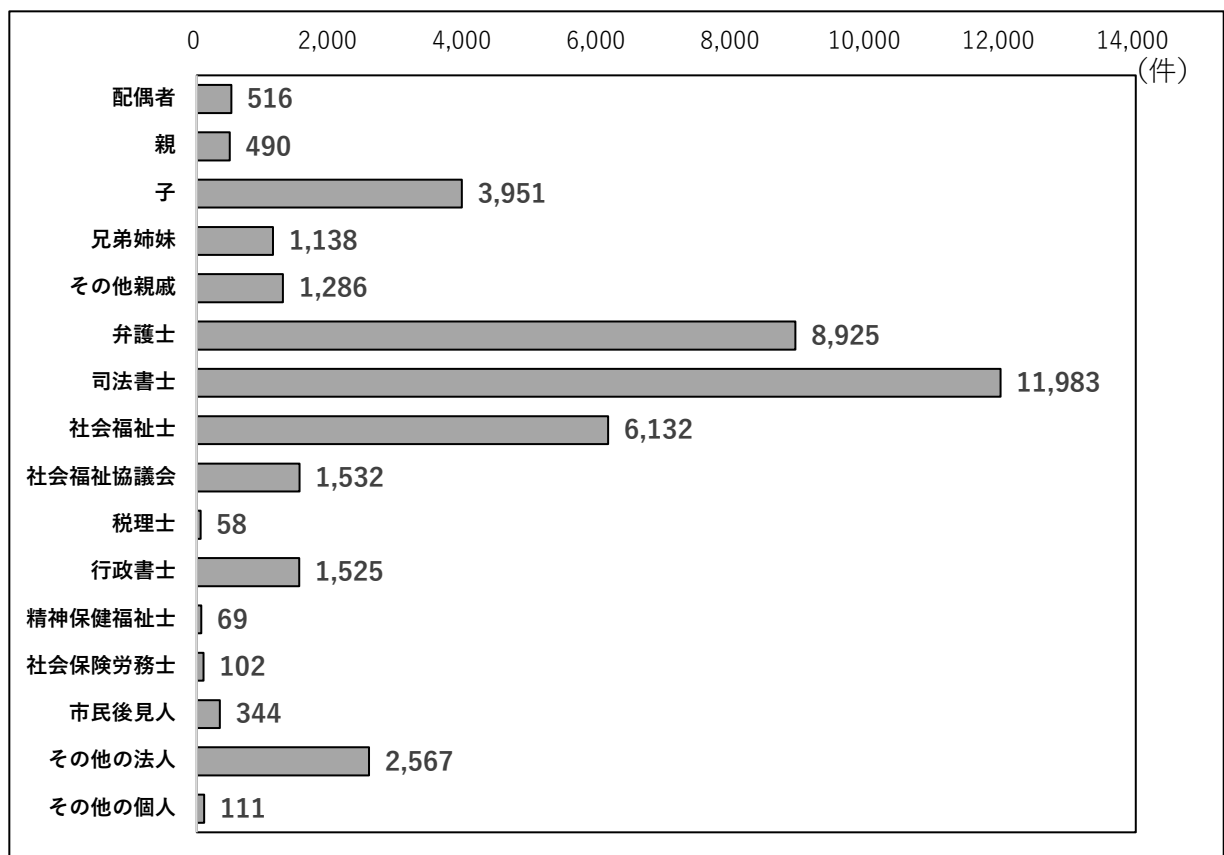
本人との関係	件数	前年の件数
親族	7,381	7,560
親族以外	33,348	32,013
合計	40,729	39,573
※複数の後見人等が選任される場合があるため合計件数は申立て件数とは一致しません。		

出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

親族以外の内訳では、弁護士が 8,925 件、司法書士が 11,983 件、社会福祉士が 6,132 件、社会福祉協議会が 1,532 件、税理士が 58 件、行政書士が 1,525 件、精神保健福祉士が 69 件、社会保険労務士が 102 件などとなっており、いわゆる専門職が 91%を占めています。また、市民後見人については、わずか 1%となっています。

専門職については、その絶対数が限られており、今後の成年後見制度利用の需要に対応していくためには、地域住民の中から成年後見人等候補者を育成することにより、成年後見人等の担い手として「市民後見人」の普及が求められています。

◇成年後見人等と本人との関係の内訳（令和 5 年）◇



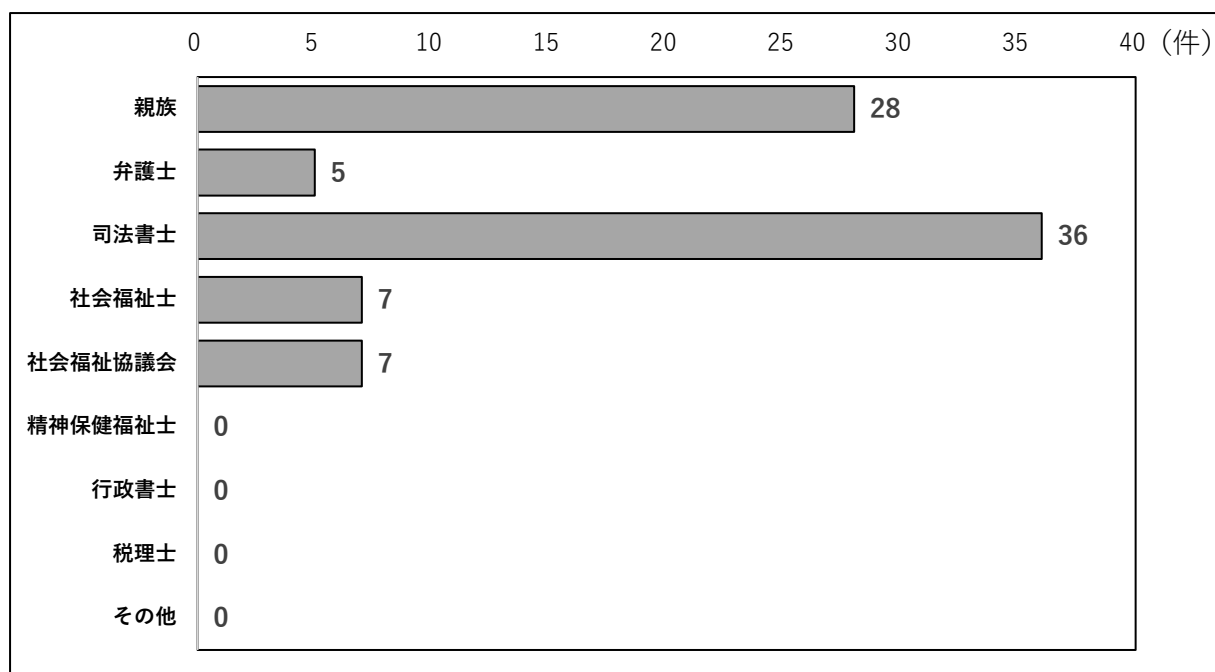
出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

② 四国中央市の状況

本市の成年後見人等と本人の関係は、令和 6 年 7 月 23 日現在で、総数 83 件に対して、親族が 28 件（約 34％）、親族以外が 55 件（約 66％）となっており、親族以外が成年後見人等に選任される割合は高いものの、全国の統計（親族以外が 81.9％）に比べると、親族が選任される割合は高くなっています。

また、親族以外の内訳では、弁護士が 5 件、司法書士が 36 件、社会福祉士が 7 件、社会福祉協議会が 7 件となっています。

◇四国中央市の成年後見人等と本人の関係（令和 6 年 7 月 23 日現在）◇



出典：松山家庭裁判所

※件数は概数であり今後の集計整理により異同訂正が生じることがあります。

(3) 市長申立て

① 全国の状況

最高裁判所事務総局家庭局が発行する成年後見関係事件の概況（令和 6 年 3 月）によると、全国の市区町村長申立て件数は 9,607 件、総数に占める割合は 23.6%になっており市区町村申立て件数は増加傾向にあります。また、都道府県別の総数に占める割合は、約 10.7%から約 44.0%と地域によってばらつきがあり、愛媛県は 36.6%となっています。

◇全国の市長村長申立て件数の推移◇

区分	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
市区町村長 申立件数（件）	7,705	7,837	8,822	9,185	9,229	9,607
総数に 占める割合（%）	21.3	22.0	23.9	23.3	23.3	23.6
総数（件）	36,186	35,640	36,858	39,361	39,570	40,717

出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

② 四国中央市の状況

本市の令和 5 年度（令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月）における市長申立て件数は、5 件となっています。年度により件数の変動はありますが、成年後見制度の利用は必要であるものの、申立てを行う親族がいないなどの理由から、今後も市長申立て件数は増加することが予想されています。

◇四国中央市の市長申立て年度別件数の推移◇

単位（件）

区分（年度）	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
高齢者	1	3	3	1	0	4
障がい者	3	0	0	0	0	1
合計	4	3	3	1	0	5

出典：生活福祉課・長寿支援課

(4) 成年後見制度利用者の助成

本市における成年後見制度利用者の助成については、四国中央市成年後見等制度利用者の助成に関する要綱に基づき、成年後見制度の利用に係る費用を負担することが経済的に困難であるものに対し、予算の範囲内で申立ての費用及び成年後見人等の報酬を助成しています。

◇四国中央市成年後見制度利用者の助成状況の年度別推移◇

区分（年度）		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
高齢者	件数（件）	1	2	1	1	1	1
	金額（円）	130,000	350,000	162,000	132,000	183,000	122,000
障がい者	件数（件）	2	2	2	3	3	3
	金額（円）	240,000	242,000	244,000	366,000	366,000	376,000
合計	件数（件）	3	4	3	4	4	4
	金額（円）	370,000	592,000	406,000	498,000	549,000	498,000

出典：生活福祉課・長寿支援課

第3節 本市の成年後見制度利用促進に係るこれまでの取組

令和2年2月に策定された市第1期計画では、基本目標1「利用者がメリットを実感できる制度の運用」、基本目標2「地域連携ネットワークの構築等、実施体制の整備」、基本目標3「制度の普及啓発と不正防止」の3つの基本目標を定め、段階的に条件整備等を進め権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築を目指すこととされました。

基本目標のうち「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」「成年後見制度の広報・啓発活動の強化」を令和4年度末までに、特に集中して取組を進める重点施策として定めました。

また、令和4年度には市第1期計画の中間見直しを行い、これまでの課題をふまえた上で、令和5年度と令和6年度に実施する新たな重点施策として、「利用者がメリットを実感できる制度の運用」として、○適切な受任者調整（マッチング）の実施、○意思決定の支援及び意思決定ガイドラインの普及・啓発を、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」として、○後見等の担い手の確保－市民後見人の育成を追加し、その施策を進めてきました。具体的な取組内容は次のとおりです。

（1）重点施策1「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」

項目	具体的取組内容
①成年後見制度利用促進の中核となる機関の設置・運営	市第1期計画策定後、令和2年4月より生活福祉課・長寿支援課に中核機関を設置し、社会福祉協議会の成年後見サポートセンターを協力機関と位置付け活動を開始しました。中核機関では毎月定例会を開催し、基本計画の進捗状況の管理や、協議会の設置・運営、成年後見制度に係る相談支援等を実施するなど、成年後見制度利用促進の基本体制を整備しました。
②利用者を中心としたチームの形成	権利擁護支援が必要な利用者を中心に中核機関がケース会議を招集しチーム形成に努めました。また、後見人等が選任された場合には後見人等を含んだチームを再編成し役割分担など行っています。
③成年後見制度利用促進連携協議会（仮称）の設置	権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築には、中核機関・チームのほかに協議会の存在が欠かせません。令和3年8月10日に四国中央市成年後見制度利用促進連携協議会要綱を策定し同協議会が発足されました。

(2) 重点施策2「成年後見制度の広報・啓発活動の強化」

項目	具体的取組内容
①市民へ向けた広報・啓発活動	成年後見制度を広く市民に周知するために、各種イベントを利用して積極的にパンフレットの配布を行いました。また、地域包括支援センターによる公民館単位での講演会の開催や、成年後見サポートセンターによる講演会も開催しました。
②関係者へ向けた広報・啓発活動	介護や障がいの関係事業所や民生児童委員等を対象に、地域包括支援センター及び成年後見サポートセンター主催にて研修会等を開催しており、毎回多数の参加をいただいています。講演会の内容も具体例を交えてお話いただく等、より身近なものとして捉えていただけるような工夫もしています。

(3) 重点施策3「利用者がメリットを実感できる制度の運用」※R5 追加

項目	具体的取組内容
①適切な受任者調整（マッチング）	家庭裁判所が本人の障がいの特性を十分踏まえた後見人を選任できるよう適切な情報提供がなされる体制を目指し、令和6年5月1日に四国中央市成年後見制度受任者調整等委員会要綱を策定しました。その後、令和6年7月16日に第1回四国中央市成年後見制度受任者調整等委員会を開催し2名の利用者について検討を行いました。
②意思決定の支援及び意思決定ガイドラインの普及・啓発	国第二期計画では、権利擁護支援が地域共生社会へ向けた基盤として位置付けられ、意思決定支援は権利擁護支援に欠かせないものとして位置付けられました。今後、地域社会で当たり前のように本人の意思決定が支援されるよう、地域包括支援センターにおいて、専門職向けの研修会を開催しました。

(4) 重点施策4「地域連携ネットワークの構築等、実施体制の整備」再掲※R5 追加

項目	具体的取組内容
①市民後見人の養成	愛媛県と連携を図りながら、市民後見人養成研修の検討を行っています。令和7年度に愛媛県において予定されている市民後見人養成研修（実践編）に合わせて、本市において、市民後見人養成研修の基礎編（入門講座・基礎講座）を令和7年2月に実施予定としています。

第4節 国第二期計画の概要

国の定める成年後見制度利用促進基本計画は、促進法第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な計画として位置付けられています。平成29年度から令和3年度までを最初の第一期計画の期間として、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などが進められました。

令和4年度から令和8年度を期間とした国第二期計画では、地域共生社会の実現という目標に向けて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けたうえで、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとしています。

(1) 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- ① 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
- ② 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等
- ③ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

(2) 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ① 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
- ② 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
- ③ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり（再掲）

国第一期計画では、地域連携ネットワークの機能について、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能及び後見人支援機能の4つを位置付けてきました。

国第二期計画では、権利擁護支援としての成年後見制度の適切な利用を通じて尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加につなげてくために、地域連携ネットワークが、多様な主体の積極的な参画と適切な役割の発揮の下で、持続可能な形で運営できるようにすることが重要であるとの観点から、上記の4機能について①本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能と、②機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組に大別しました。

① 権利擁護支援チームを支えるための機能

地域連携ネットワークが担う機能には、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能と、家庭裁判所による成年後見制度の「運用・監督」機能があることを、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で整理しています。

◇権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能◇

3つの場面	福祉・行政・法律専門職など多様な主体による「支援」機能	家庭裁判所による「運用・監督」機能
権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	「 権利擁護の相談支援 」機能 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能	「 制度利用の案内 」の機能
成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）	「 権利擁護支援チームの形成支援 」機能 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづかっていく機能	「 適切な選任形態の判断 」の機能
成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）	「 権利擁護支援チームの自立支援 」機能 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能	「 適切な後見事務の確保 」の機能

出典：国第二期計画より抜粋

② 機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組

地域連携ネットワークにおいて、権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「運用・監督」機能を適切に果たすことができるようにするためには、地域・福祉・行政・法律専門職や家庭裁判所などの地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点を持って、自発的に協力して取り組む必要があるとされています。

ア 「共通理解の促進」の視点

異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有する必要がある。

イ 「多様な主体の参画・活躍」の視点

様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていく必要がある。

ウ 「機能強化のためのしくみづくり」の視点

多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動できるしくみを整備する必要がある。

◇権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組◇

3つの場面	ア 共通理解の促進の視点	イ 多様な主体の参画・活躍の視点	ウ 機能強化のためのしくみづくりの視点
権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の 利用前 ） 【機能】 ○権利擁護の相談支援 ○制度利用の案内	・権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） ・権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	・地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 ・中核機関と各相談支援機関との連携強化	・各相談支援機関等の連携のしくみづくり ・成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり ・成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から 後見人等の選任まで ） 【機能】 ○権利擁護支援チームの形成支援 ○適切な選任形態の判断	・選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	・地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）や専門職後見人の育成	・後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり ・市長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
成年後見制度の利用開始後に関する場面（ 後見人等の選任後 ） 【機能】 ○権利擁護支援チームの自立支援 ○適正な後見事務の確保	・意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	・地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 ・制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者との連携強化	・後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 ・家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

出典：国第二期計画より抜粋

（４）市町村計画に盛り込むことが望ましい内容

市町村計画では、国第二期計画を踏まえ、以下の内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましいとされています。

① 目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること。

② 目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること。

また、市町村計画では、地域連携ネットワークが、多様な分野・主体の参画と連携・協力の下で、持続可能な形で運営されるよう、以下に掲げる方針を盛り込むことが望ましい。

- 中核機関及び協議会の整備・運営の方針
- 地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針
- 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針
- 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針

第3章 第2期計画の考え方

第1節 第2期計画の理念

本市における第2期計画は、促進法第14条に基づき、成年後見制度の利用促進などの権利擁護支援策の取組をより一層充実させるために総合的・計画的に策定するものであり、国第二期計画に示された地域共生社会の実現に向けた基本的な計画です。

同じく地域共生社会の実現に向けた本計画の上位計画である「第3次四国中央市地域福祉計画」において、すべての人が安心して健康でいきいきとその人らしい生活を送ることができ、誰もが困ったときお互いに支え合い、助け合うことのできるまちづくり、「市民一人ひとりのしあわせづくりの応援」を地域の力で支えていくことを目指し、その基本理念を「**みんなで支え合い みんなでつながる まちづくり**」と定めており、市第2期計画においても、地域共生社会の実現を目指した同理念を準用するとともに、同計画及びその他の関連計画との整合性を図ります。

【基本理念】

「みんなで支え合い みんなでつながる まちづくり」

第2節 第2期計画の基本目標

市第1期計画では、国第一期計画を踏まえ、「利用者がメリットを実感できる制度の運用」、「地域連携ネットワークの構築等、実施体制の整備」、「制度の普及啓発と不正防止」を基本目標として施策を展開してきました。市第2期計画では、国第二期計画において、成年後見制度の利用促進を含めた権利擁護支援が地域共生社会の基盤として位置付けられたことを念頭に「**地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進**」を基本目標としました。また、市第1期計画の基本目標及び施策については、その取り組みを継続しつつ、国第二期計画により求められている内容を踏まえ、第3節のとおり、3つの施策目標と具体的施策に整理しています。

【基本目標】

「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」

第3節 第2期計画の施策体系

【基本理念】 「みんなで支え合い みんなでつながる まちづくり」
--

【基本目標】 「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」

施策目標	具体的施策
【施策目標1】 利用者がメリットを実感できる制度の運用	(1)誰もが安心して利用できる環境整備 ①権利擁護支援が必要な市民の把握と早期発見・早期支援 ②適切な受任者調整等の支援【重点施策1】 ③市長申立ての実施及び成年後見制度利用支援事業の利用促進
	(2)後見人等の担い手の確保 ①市民後見人の養成・活躍支援【重点施策2】 ②法人後見活動の推進 ③親族を含む後見人等への支援
【施策目標2】 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び、実施体制の充実	(1)権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実 ①権利擁護支援チームの支援 ②協議会の機能強化 ③家庭裁判所との連携
	(2)中核機関の適切な運営 ①中核機関の設置と運営 ②中核機関の相談機能の強化
【施策目標3】 成年後見制度を含めた権利擁護支援の理解促進	(1)権利擁護支援についての広報・啓発活動 ①市民へ向けた広報・啓発 ②関係者へ向けた広報・啓発 ③意思決定支援の普及・啓発
	(2)権利擁護支援に関する相談窓口の浸透【重点施策3】 ①相談窓口の周知 ②相談窓口の充実と連携

第4節 第2期計画の施策目標と具体的な取組

【施策目標1】利用者がメリットを実感できる制度の運用

(1) 誰もが安心して利用できる環境整備

① 権利擁護支援が必要な市民の把握と早期発見・早期支援

本人を取り巻く関係者が、日常生活などで権利擁護の課題を把握した場合、早期に地域の相談支援機関や中核機関につながり、成年後見制度の利用が必要であるかなどの権利擁護支援ニーズの精査を受けられるよう、本人を取り巻く関係者・地域の相談支援機関・金融機関を含む民間事業者等・中核機関の連携強化により早期にニーズに合った支援体制を整えます。また、声を上げることのできない権利擁護支援を必要としている人を発見し支援につなげることの重要性などを周知・啓発していきます。

② 適切な受任者調整等の支援

令和6年4月30日に策定した「四国中央市成年後見制度受任者調整等委員会要綱」に基づき、成年後見制度の申立てにあたり、本人にとって望ましい後見人が選任されるよう、後見人等候補者の受任者調整を行い、裁判所に情報提供することで、本人と後見人等との支援ニーズのミスマッチ等を防ぎ、成年後見制度を利用するメリットを実感できるよう支援します。

③ 市長申立ての実施及び成年後見制度利用支援事業の利用促進

老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律では、高齢者、障がい者等の福祉を図るために特に必要があるときは、市町村申立てができるとされています。成年後見制度の利用が必要な人のうち、親族等からの支援が得られない人に対し、関係機関と連携を深め適切に制度利用につなげます。

また、利用者が後見人等への報酬を負担することが困難な場合には、成年後見制度利用支援事業の活用を図ります。

(2) 後見人等の担い手の確保

① 市民後見人の養成・活躍支援

今後の成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくためにも、さまざまな市民の自主活動を通じて地域でともに支えあい、共生していく社会の実現に向けて、愛媛県及び四国中央市社会福祉協議会成年後見サポートセンターと連携し、市民後見人の養成研修を開催します。

また、市民後見人養成研修修了者に対しては、成年後見人等としての活動だけでなく、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、本人の意思決定支援などの広い場面で、権利擁護支援を行う担い手として活躍できる場を検討・整備します。

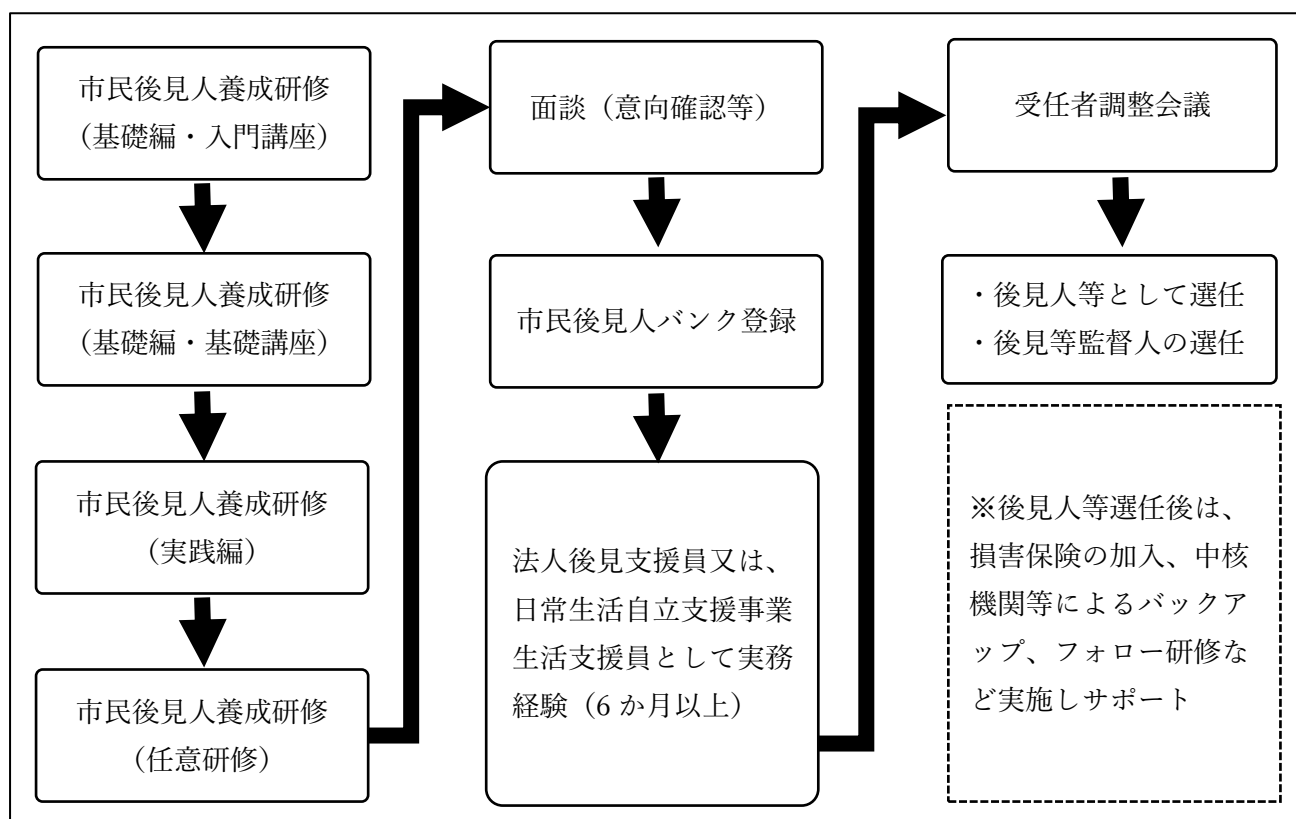
② 法人後見活動の推進

公共性、継続性が高い法人後見活動については、長期にわたる利用者への支援が可能であり、また関係機関との連絡調整も取りやすいことから、今後も市民が安心して制度利用ができるよう機能強化に向けて支援していきます。

③ 親族を含む後見人等への支援

親族を含む後見人等に対し、制度に対する情報提供や研修会の案内などにより孤立や不安を解消し、安心して後見等業務に取り組むことができるよう支援します。

◇市民後見人として活動するまでの流れ◇



※現在想定される流れであり今後変更する場合があります。

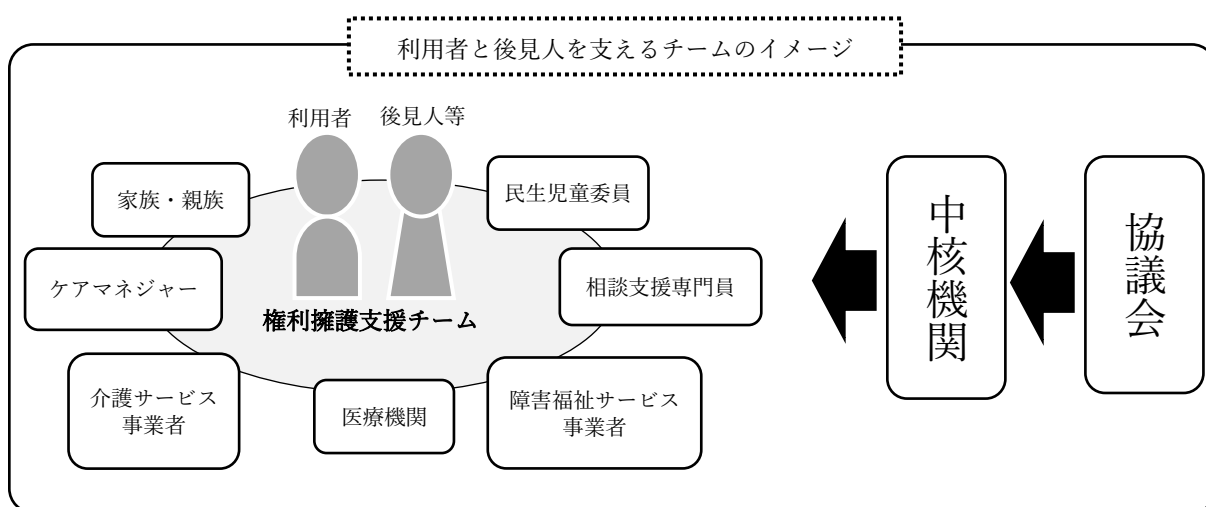
【施策目標 2】 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び、実施体制の充実

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実

地域連携ネットワークとは、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみであり、「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核機関」を構成要素としており、本市では中核機関が地域連携ネットワークのコーディネートを担い、協議会の支援を受けながらその充実を図っていきます。

① 権利擁護支援チームの支援

権利擁護支援が必要な人を中心として、本人の身近な親族、ケアマネジャー、相談支援専門員、介護・障がい福祉サービス事業者、医療・福祉・地域の関係者等により「権利擁護支援チーム」を形成し、本人の意思を尊重した支援を行います。具体的には、ケアマネジャーが開催するサービス担当者会議、障がい者支援の個別支援会議、病院や福祉施設で行われるケース会議等、既存のしくみを「権利擁護に関するケース会議」として効果的に活用し、必要に応じて協議会の支援を受けながら、ケース会議等を招集し支援方針の検討及び役割分担等を実施するなど、権利擁護支援チームの形成・自立を支援していきます。



② 協議会の機能強化

本市では、令和3年8月10日に、法律・福祉の専門職団体や、相談支援機関、医療・福祉関係団体、地域関係団体の代表者で組織した「成年後見制度利用促進連携協議会」（以下「協議会」という。）を設置しました。協議会では、各関係機関の成年後見制度にかかわる取組や課題の報告及び検討を行い、情報共有に努めています。

今後も適切な協議会開催を継続するとともに、地域連携ネットワークの機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組として、国第二期計画で示されている、権利擁護支援を行う3つの場面に応じた「共通理解の促進の視点」、「多様な主体の参画・活躍の視点」、「機能強化のためのしくみづくり」の3つの視点による取組について段階的に行っていきます。

◇権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（再掲）◇

3つの場面	ア 共通理解の促進の視点	イ 多様な主体の参画・活躍の視点	ウ 機能強化のためのしくみづくりの視点
権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の 利用前 ） 【機能】 ○権利擁護の相談支援 ○制度利用の案内	・権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） ・権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	・地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 ・中核機関と各相談支援機関との連携強化	・各相談支援機関等の連携のしくみづくり ・成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり ・成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から 後見人等の選任まで ） 【機能】 ○権利擁護支援チームの形成支援 ○適切な選任形態の判断	・選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	・地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）や専門職後見人の育成	・後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり ・市長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
成年後見制度の利用開始後に関する場面（ 後見人等の選任後 ） 【機能】 ○権利擁護支援チームの自立支援 ○適正な後見事務の確保	・意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	・地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 ・制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者との連携強化	・後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 ・家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

出典：国第二期計画より抜粋

③ 家庭裁判所との連携

協議会の運営においては、オブザーバーとして参加している「家庭裁判所」と連携を図り、協力・支援を受けながら、地域の権利擁護支援を推進していきます。

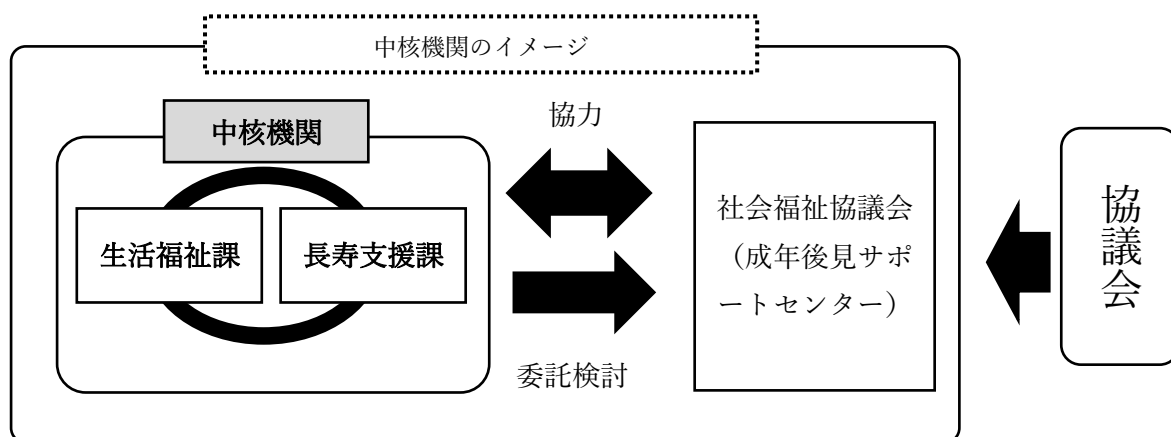
(2) 中核機関の適切な運営

① 中核機関の設置と運営

本市では、市第1期計画策定後の令和2年4月より、生活福祉課及び長寿支援課を成年後見制度の利用促進の中核機関として位置付け、また、福祉サービス利用援助事業等、地域で自立した生活ができるよう支援する権利擁護事業に取り組んできた実績のある「四国中央市社会福祉協議会成年後見サポートセンター」を協力機関として位置付け運営しています。

中核機関では、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言や権利擁護支援チームの形成など、権利擁護支援の内容の検討や支援を実施するため、適切にコーディネートの役割を担っていきます。また、地域連携ネットワークの充実に欠かせない「協議会」について、中核機関はその事務局として適切に運営していきます。

なお、市第1期計画において示した、中核機関の機能の一部または全部の機能について社会福祉協議会成年後見サポートセンターへ委託することについては、引き続き検討することとします。



② 中核機関の相談機能の強化

中核機関は、成年後見制度を含む権利擁護の相談場所として、地域の相談支援機関と連携を図り、必要な相談対応を行うとともに、中核機関の職員の相談能力の向上を図るため、権利擁護支援に係る勉強会の開催や各種研修会の参加など、研鑽に努めます。

【施策目標3】 成年後見制度を含めた権利擁護支援の理解促進

(1) 権利擁護支援についての広報・啓発活動

① 市民へ向けた広報・啓発

これまで実施してきた各関係機関によるパンフレット配布、研修会等の開催に加えイメージアップに繋がるような広報活動や各種イベントにおける普及啓発活動に取り組むなど広報活動を継続します。

また、成年後見制度利用促進にかかわる各関係機関と連携し啓発活動を行います。具体的には、自立支援協議会の各種研修会等の機会に成年後見制度の普及活動を実施するとともに、地域包括支援センターで毎年実施している権利擁護講演会を活用し制度の周知を行います。また、四国中央市出前講座として、成年後見制度について、市民が受講できる機会を確保します。

② 関係者へ向けた広報・啓発

判断能力が不十分な人に接する機会が多い介護保険サービス関係者、相談支援専門員、民生児童委員、金融機関職員、市窓口職員等には、早期発見・支援につなげるための役割が期待されています。関係者に制度の理解を深めてもらい、制度の利用が必要と見込まれる人を発見した場合には、相談窓口を紹介するなど相談機関のパイプ役として活躍していただけるように、広報・啓発活動に取り組みます。

③ 意思決定支援の普及・啓発

本人の意思を尊重した身上保護・財産管理を目指し、専門職向けに「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」などの、意思決定に関する各種ガイドラインの普及・啓発を実施します。

(2) 権利擁護支援に関する相談窓口の浸透

① 相談窓口の周知

成年後見制度を含めた権利擁護支援が必要な人に支援が行き届くためには、市内において幅広く相談を受けられる体制整備が求められます。権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）が図られるよう周知活動を推進します。

② 相談窓口の充実と連携

地域の相談支援機関は、市民にとって身近な相談窓口として、本人の抱える課題に対して関係機関で連携して支援を行っています。中核機関では、主に地域の相談支援機関からの相談に応じる二次的な相談窓口として、専門的な助言等を行うとともに、権利擁護支援の方針等についての検討や専門的判断を行うことができるよう、関係機関との連携を強化します。

第4章 重点施策

【重点施策1】適切な受任者調整等の支援

令和6年4月30日に策定した「四国中央市成年後見制度受任者調整等委員会要綱」に基づき、成年後見制度の申立てにあたり、本人にとって望ましい後見人が選任されるよう、後見人等候補者の受任者調整を行い、裁判所に情報提供することで、本人と後見人等との支援ニーズのミスマッチ等を防ぎ、成年後見制度を利用するメリットを実感できるよう支援します。（再掲）

◇重点施策1-適切な受任者調整等の支援に係る目標値等◇

項目（年度）	現状	R9（累計）
受任者調整等委員会の開催（回）	2	20
候補者職種のマッチング率（％）	－	90

【重点施策2】市民後見人の養成・活躍支援

今後の成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくためにも、さまざまな市民の自主活動を通じて地域とともに支えあい、共生していく社会の実現に向けて、愛媛県及び四国中央市社会福祉協議会成年後見サポートセンターと連携し、市民後見人の養成研修を開催します。

また、市民後見人養成研修修了者に対しては、成年後見人等としての活動だけでなく、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、本人の意思決定支援などの広い場面で、権利擁護支援を行う担い手として活躍できる場を検討・整備します。（再掲）

◇重点施策2-市民後見人の養成・活躍支援に係る評価指標◇

項目（年度）	現状	R9（累計）
市民後見人養成研修の開催（回）	－	3
市民後見人養成研修の受講者数（人）	－	30
市民後見人名簿登録者数（人）	－	3

【重点施策3】権利擁護支援に関する相談窓口の浸透

① 相談窓口の周知

成年後見制度を含めた権利擁護支援が必要な人に支援が行き届くためには、市内において幅広く相談を受けられる体制整備が求められます。権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）が図られるよう周知活動を推進します。（再掲）

② 相談窓口の充実と連携

地域の相談支援機関は、市民にとって身近な相談窓口として、本人の抱える課題に対して関係機関で連携して支援を行っています。中核機関では、主に地域の相談支援機関からの相談に応じる二次的な相談窓口として、専門的な助言等を行うとともに、権利擁護支援の方針等についての検討や専門的判断を行うことができるよう、関係機関との連携を強化します。（再掲）

◇重点施策3-権利擁護支援に関する相談窓口の浸透に係る目標値等◇

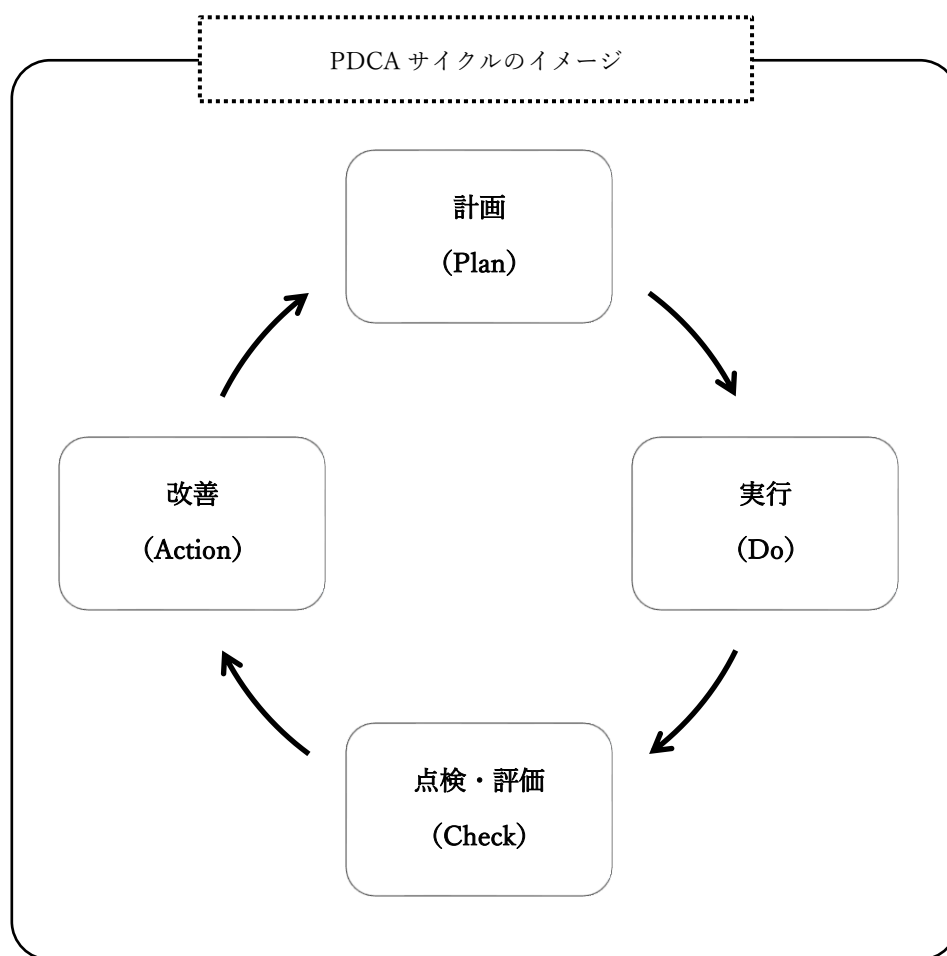
項目（年度）	現状	R9（累計）
相談窓口の明確化（チラシ作成等）	－	実施
関係機関への周知	－	全事業所
関係機関へ向けた研修会等の開催（回）	－	2

第5章 計画の評価及び進行管理

第1節 計画の評価及び進行管理

本計画は、成年後見制度に係る関係機関の協力のもと推進するとともに、中核機関においてその進行を管理します。また、四国中央市成年後見制度利用促進審議会において、本計画の進捗状況を把握し、PDCA サイクルに沿って施策全体を包括的に点検・評価します。

※「PDCA サイクル」は、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」の順に実施していくプロセスです。



第6章 資料編

第1節 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（平二八法二九・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第百五十号)第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、

市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

- 3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関(法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。)、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- 八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- 九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(平二八法二九・一部改正)

第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

(平二八法二九・全改)

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(平二八法二九・旧第六章繰上)

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努め

るとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(平二八法二九・旧第二十三条繰上)

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(平二八法二九・旧第二十四条繰上)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二八年政令第二一四号で、本文に係る部分は、平成二八年五月一三日から施行)

(平成三〇年政令第七四号で、ただし書に係る部分は、平成三〇年四月一日から施行)

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

第2節 四国中央市成年後見制度利用促進審議会条例(令和2年6月29日条例第18号)

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「法」という。)第14条第2項の規定に基づき、四国中央市成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 成年後見制度利用促進基本計画(法第14条第1項に規定する基本的な計画をいう。)に関する事項
- (2) 成年後見等実施機関(法第2条第3項に規定する成年後見等実施機関をいう。)の設立等に係る支援に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 四国中央市自治基本条例(平成19年四国中央市条例第32号)第2条第1号に規定する市民
- (2) 福祉、医療、人権又は法律の分野に関し識見を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、成年後見制度担当課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

第3節 四国中央市成年後見制度利用促進連携協議会要綱（令和3年8月10日告示第146号）

（設置）

第1条 成年後見制度の利用の促進を図るため、四国中央市成年後見制度利用促進連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）成年後見制度に関わる関係機関との連携体制の整備に関する事項
- （2）成年後見制度の利用の促進に関する課題の検討、調整、解決等に関する事項
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）成年後見制度の利用の促進に関する団体に属する者
- （2）成年後見制度に関し識見を有する者
- （3）市職員
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、成年後見制度担当課において処理する。

(その他)

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

第4節 四国中央市成年後見制度受任者調整等委員会要綱（令和6年4月30日告示第113号）

（設置）

第1条 成年後見制度に係る後見人、保佐人及び補助人の候補者（以下「受任者」という。）の調整等を行うため、四国中央市成年後見制度受任者調整等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 受任者の選考及び受任調整に関すること。
- (2) 成年後見制度の適用に係る個別事案の検討に関すること。
- (3) 後見人、保佐人及び補助人の活動の支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法律関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委員の除斥）

第7条 委員は、自己に関する事項又は自己に利害関係のある事項については、その議事に参加することができない。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、障がい者福祉担当課及び高齢者福祉担当課で処理する。

(その他)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年5月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以降最初に開かれる会議は、市長が招集する。

第5節 四国中央市成年後見開始審判等の市長申立てに関する要綱（平成22年6月22日告示第120号）

（趣旨）

第1条 この告示は、高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、成年後見開始審判等の申立て（以下「申立て」という。）を市長が行うことに關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「成年後見人等」とは、民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）に規定する成年後見人、保佐人及び補助人をいう。

（対象者）

第3条 市長が行う申立ての対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者（市内に住所を有しない者であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項及び第2項の規定により本市が行う介護保険の被保険者となる者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条第3項及び第4項の規定により本市が介護給付費等の支給決定を行う者を含み、介護保険法第13条第1項及び第2項の規定により本市以外の市町村が行う介護保険の被保険者となる者又は障害者総合支援法第19条第3項及び第4項の規定により本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行う者を除く。）で、申立てを行うことが必要であると認められるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 配偶者、2親等内の親族及び存在が明らかである3親等又は4親等の親族（以下「配偶者等」という。）のない者
- (2) 配偶者等が申立てをしないことを市長に申し出ている者
- (3) 配偶者等から虐待、放置等を受けている者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

（申立ての種類）

第4条 市長が行う申立ての種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (5) 法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
- (6) 法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (7) 法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判

（申立ての要請）

第5条 次に掲げる者は、対象者が成年後見人等を必要とする状態にあると判断したときは、前条第1号、第2号及び第4号に規定する審判の申立てを行うよう市長に要請することができる。

- (1) 民生児童委員
- (2) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (3) 介護保険法第8条第22項に規定する介護保険施設の職員
- (4) 障害者総合支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設の職員
- (5) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所の職員
- (6) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条に規定する保健所の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、介護福祉士、障害者相談支援員等対象者の日常生活に有益な援助を現に行っていると市長が認める者

（申立ての判定基準）

第6条 市長は、申立てを行うに当たっては、次に掲げる事項について総合的に考慮するものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力
- (2) 対象者の生活状況及び健康状態
- (3) 対象者の配偶者等の存否及び当該配偶者等が申立てを行う意思の有無
- (4) 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）に基づく登記の有無
- (5) 前各号に掲げるもののほか、申立てに必要と認められる事項

（申立ての実施）

第7条 市長は、第10条に規定する委員会の検討結果に基づき、その者につき申立てを行う必要があると判断したときは、速やかに申立てを行うものとする。

- 2 市長は、第4条第1号、第2号及び第4号に規定する審判の申立てを行うときは、指定する医師に対象者の診断を依頼し、成年後見人等の類型を決定するものとする。
- 3 市長は、対象者の親族関係の調査及び申立てに関する事務を指定する司法書士等に委任することができる。

（費用負担）

第8条 市長は、申立てを行うに当たっては、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 申立書作成費用
 - (2) 郵券代
 - (3) 登記費用
 - (4) 診断書料
 - (5) 鑑定料
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、申立てに要する費用
- 2 市長は、前項の規定により負担した費用について対象者が負担すべきであると判断したときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第2項の規定による費用の負担に関する申立てを家庭裁判所に対し行うことができる。

3 市長は、前項の規定により家庭裁判所が対象者に費用を負担させることとしたときは、第1項の規定により負担した費用について、成年後見人等を通して対象者の資産から当該費用の返還を求めるものとする。ただし、四国中央市成年後見等制度利用者の助成に関する要綱（平成 22 年四国中央市告示第 121 号）による助成の対象となるときは、この限りでない。

（対象者等への説明）

第9条 市長は、申立てを行うに当たっては、対象者及びその配偶者等に対し、成年後見開始審判等の趣旨、費用等について十分に説明するものとする。

（成年後見制度支援検討委員会）

第10条 申立ての適否及び種類を検討するため、四国中央市成年後見制度支援検討委員会を置く。

（その他）

第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日告示第 47 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(2) 第6条中四国中央市成年後見開始審判等の市長申立てに関する要綱第5条の改正規定（同条第4号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）及び第9条中障害者自立支援法に基づく基本相談支援事業実施規程第3条の改正規定
平成 26 年 4 月 1 日

第6節 四国中央市成年後見等制度利用者の助成に関する要綱（平成22年6月22日告示第121号）

（目的）

第1条 この告示は、成年後見等制度の利用に係る費用を負担することが経済的に困難である者に対し予算の範囲内で申立ての費用及び成年後見人等の報酬を助成することにより、成年後見等制度の利用を支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において使用する用語の意義は、四国中央市成年後見開始審判等の市長申立てに関する要綱（平成22年四国中央市告示第120号）で使用する用語の例による。

（対象者）

第3条 助成の対象となる者は、成年後見開始審判等を申し立てる者（本人（市内に住所を有する者（市内に住所を有しない者であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項及び第2項の規定により本市が行う介護保険の被保険者となる者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条において「障害者総合支援法」という。）第19条第3項及び第4項の規定により本市が介護給付費等の支給決定を行う者を含み、介護保険法第13条第1項及び第2項の規定により本市以外の市町村が行う介護保険の被保険者となる者又は障害者総合支援法第19条第3項及び第4項の規定により本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行う者を除く。）に限る。）、その配偶者又は4親等内の親族に限る。）又は成年後見人等を付された本人（以下これらを「成年後見等制度利用者」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護受給者

(2) 活用できる資産、貯蓄等がないため、この告示による助成を受けなければ成年後見等制度を利用することが困難な者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 申立ての費用に係る助成 申立ての費用の全部又は一部の額

(2) 成年後見人等の報酬に係る助成 家庭裁判所が決定した成年後見人等の報酬の額の範囲内の額（月額30,000円（特別養護老人ホーム等の施設に入所し、又は医療機関に入院している場合は月額20,000円）を限度とする。）

（申請）

第5条 助成を受けようとする成年後見等制度利用者は、前条第1号の助成にあつては成年後見開始審判等申立費用助成申請書（様式第1号）に、同条第2号の助成にあつては成年後見人等の報酬助成申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、司法書士その他の代理人又は成年後見人等は、当該成年後見等制度利用者に代わり申請することができる。

- (1) 給与又は公的年金の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの
 - (2) 金銭出納簿、領収書の写し等必要経費の判明するもの
 - (3) 財産目録の写し等資産状況の判明するもの
 - (4) 前条第2号の助成を受けようとする場合は、報酬付与の審判決定書の写し
 - (5) 代理人又は成年後見人等が申請する場合は、代理人又は成年後見人等であることを証する書類又は登記事項証明書
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (助成の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、資産状況等の実態を調査し、助成の可否を決定したときは、必要な条件を付して速やかに成年後見開始審判等申立費用助成決定(却下)通知書(様式第3号)又は成年後見人等の報酬助成決定(却下)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、成年後見開始審判等申立費用助成金(概算払)請求書(様式第5号)又は成年後見人等の報酬助成金請求書(様式第6号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に助成金を請求するものとする。

2 第4条第1号の助成に係る助成決定者は、やむを得ない理由により助成金の概算交付を必要とするときは、様式第5号により市長に請求することができる。

(変更)

第8条 第4条第2号の助成に係る助成決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、成年後見人等の報酬助成変更届出書(様式第7号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 被成年後見人等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 被成年後見人等が施設に入所し、又は退所したとき。
- (3) 被成年後見人等が医療機関に入院し、又は退院したとき。
- (4) 成年後見人等に辞任、解任等の異動があったとき。
- (5) 成年後見人等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (6) 成年後見人等の報酬の額についての審判があったとき。
- (7) 被成年後見人等が報酬を支払える状態になったとき。
- (8) 被成年後見人等が死亡したとき。

(助成の中止及び助成金の減額)

第9条 市長は、資産状況の変化等により助成の理由が消滅し、又は著しく変化したと認めたときは、助成を中止し、又は助成金の額を減額することができる。

(助成の取消し及び助成金の返還)

第10条 市長は、助成決定者が虚偽その他不正の手段により助成の決定を受け、又は助成金を目的外に使用したと認めたときは、助成の決定を取り消し、又は既に支払った助成

金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 11 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に廃止前の四国中央市成年後見制度事業実施要綱(平成 16 年四国中央市訓令第 61 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 25 年 3 月 28 日告示第 47 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 9 月 29 日告示第 156 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この告示の施行の際、現にあるこの告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際、旧様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

四国中央市
第2期成年後見制度利用促進基本計画

発行年月 令和7年2月

発行 四国中央市 福祉部 生活福祉課・長寿支援課
〒799-0497

愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電話（0896）28-6023（生活福祉課）

電話（0896）28-6024（長寿支援課）

FAX（0896）28-6059